

山梨県公報

号外第二十一号

平成二十四年

三月三十日

金 曜 日

目 次

- 職員が駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………
- 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令……………
- 山梨県職員勤務規程の一部を改正する訓令……………
- 山梨県職員勤務規程の一部を改正する訓令……………
- 出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令……………
- 山梨県公印規程の一部を改正する訓令……………
- 山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………

訓 令

山梨県訓令甲第一号

職員が駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
本 出 先 機 関 庁
平 成 二 十 四 年 三 月 三 十 日

山梨県知事 横 内 正 明

職員が駐在に関する規程の一部を改正する訓令
職員が駐在に関する規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表四の項中「消防防災課」を「防災危機管理課」に改める。
別表中十四の項を削り、十三の項を十四の項とし、五の項から十二の項までを一項ずつ繰り下げ、四の項の次に次の一項を加える。

五 消防保安室

市町村が消防を十分にを行うための協力業務

中央市今福

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二号

職員が駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
本 出 先 機 関 庁
平 成 二 十 四 年 三 月 三 十 日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令
山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程(昭和三十三年山梨県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

別表二の項中「並びに」の下に「あけぼの医療福祉センター(療法科に限る。)」を加え、同表三の項中「あけぼの医療福祉センター(総務課に限る。)」に勤務する職員のうち調理業務に従事する者を削り、同表八の項中「消防防災課」を「防災危機管理課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第三号

職員が駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
本 出 先 機 関 庁
平 成 二 十 四 年 三 月 三 十 日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県職員勤務規程の一部を改正する訓令
山梨県職員勤務規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の部局長の款課長又は室長の項中「又は室長」及び「又は東日本大震災支援対策室」を削る。

第十七条第二号中「消防防災課」を「防災危機管理課(消防保安室を含む。)」に改める。

附則
この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第四号

出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年三月三十日
山梨県知事 横内正明

出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令
出先機関庁舎等管理規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

富士・東部地域県民センター	を
富士・東部保健福祉事務所	

別表九の項中

富士・東部保健福祉事務所

に改める。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第五号

山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年三月三十日
山梨県知事 横内正明

山梨県公印規程の一部を改正する訓令

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項第十三号中「消防防災課長」を「防災危機管理課長」に改める。
別表知事印の項中「富士・東部地域県民センター」吉田総務課用」を「富士・東部保健福祉事務所用」に改め、同表知事職務代理者印の項中「富士・東部地域県民センター」吉

田総務課用」を「富士・東部保健福祉事務所用」に、「身延建設事務所身延合同庁舎用」を「峡南建設事務所身延合同庁舎用」に改め、同表県印の項中「富士・東部地域県民センター」吉田総務課用」を「富士・東部保健福祉事務所用」に改める。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第六号

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年三月三十日
山梨県知事 横内正明

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令
山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項第三号中「郵送する」を「郵便又は信書便により発送する」に改める。
第三十一条第三項中「料金後納の方法による郵送」を「郵送、信書便その他の方法」に改め、同条第五項中「郵送」を「郵便又は信書便」に改める。
第三十三条第二号中「企画部情報政策課長」を「企画県民部情報政策課長」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

別表第一の1の表中「消防防災課

危機管理課

一 防危

「東日本大震災支援対策室

東震対 情報産業振興室
情産振 を 消防保安室

情報産業振興室
情産振 消保

に改め

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。